

調達の現状分析（H26年度実績）

1. 契約全体 ⇒ 1,205件, 約438億円

競争性のある契約 ⇒ 676件(56.1%), 約176億円(40.2%)  
競争性のない契約 ⇒ 529件(43.9%), 約262億円(59.8%)

2. 一者応札の状況 ⇒ 206件, 約49.9億円

3. 契約分類

物品調達(全体の18.9%), 工事・建築サービス(同15.7%)及びシステム関係(同10.7%)が調達金額の大宗を占める

- (1) 物品調達経費(94件, 約83.0億円)
- (2) 工事・建築サービス(15件, 約68.6億円)
- (3) システム関係経費(170件, 約47.0億円)

1. 共通的な取組

(1) 一者応札の改善

【取組み内容】

- 物品調達経費を中心に事業者の十分な準備期間を設ける等の内容等の見直し
- 単年度ごとの一者応札案件とともに、複数年度にわたる一者応札案件を対象に、事業者ヒアリング等により、要因を分析し、見直し
- 契約監視委員会における事後検証

【調達改善の目標】

- 一者応札の解消契約の増加, 解消した契約の落札率の下落
- 複数年度にわたって連続して一者応札となっている契約の公表

(2) 地方部局等における取組の推進

【取組み内容】

- 地方部局において、引き続き同一合同庁舎又は近隣官署との共同調達を実施

【調達改善の目標】

- 共同調達の拡大を検討

(3) 電力調達の改善

【取組み内容】

- 移行が未完了となっている小規模庁舎について一般競争への移行を検討

【調達改善の目標】

- 平成29年度からの一般競争への移行に取り組んでいく

2. 重点的な取組

随意契約の見直し

【取組み内容】

- 競争性のある調達の可能性の精査を推進
- 随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保
- 契約監視委員会における事後検証

【調達改善の目標】

- 調達金額の節減
- 競争性のない契約によらざるを得ない契約を公表し、透明性を確保
- 競争性のない契約件数の割合を減少

3. 継続的な取組

(1) 汎用的な物品・役務

【取組み内容】

- 仕様の見直し
- 規模の経済性を活用
- 契約監視委員会における事後検証

【調達改善の目標】

- 調達金額の節減
- 競争性の向上

3. 継続的な取組

(2) システム関係経費

【取組み内容】

- システム統合等を図ることによる競争性向上
- 競争性のない随意契約を見直し
- 随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保
- 契約監視委員会における事後検証

【調達改善の目標】

- 外部CIO補佐官の関与の強化
- 調達金額の節減
- 競争性のない随意契約によらざるを得ない契約を公表し、透明性を確保

4. その他の取組

(1) 調達改善環境の醸成(職員のスキルアップ等)

【取組み内容】

- ① 調達手続きに関する習熟  
各種マニュアル類の改訂を引き続き実施し、調達手続きに対する習熟度の向上を図る
- ② 調達改善ノウハウの向上  
各種調達情報を活用し、調達改善に資するノウハウの蓄積・向上を図る
- ③ 調達等の専門家養成  
(ア) 引き続き、調達事務に携わる職員等について、研修の受講を通じ、調達業務の能力向上を図る  
(イ) 府省共通システム導入に伴う新たなシステムの研修を平成28年度においても実施する
- ④ 人事評価制度の有効活用  
これまでも能力評価の一基準として「業務合理化」を掲げ、コスト削減意識を持った効率的な業務運営が人事評価に反映される仕組みを取り入れてきているが、引き続き、右取組が適切に実施されるよう省内周知に努め、職員のコスト意識の向上を図る

(2) 調達情報の公開

【取組み内容】

- 外務省HPIにおいて、契約情報を公表しているが、今後とも、仕様書の公表を通じ、事業者の利便性及び新規参入者の促進を図る

5. 実施状況の把握及び自己評価

【取組み内容】

- 実施において明らかになった課題を四半期毎に把握し、指針の改定、所要の見直しを実施
- 上半期及び年度末に、実施において明らかになった課題を盛り込んだ自己評価を実施し公表

6. 調達改善の実施体制

(1) 外務省調達改善推進チーム(事務局: 会計課)

- 官房長を統括責任者とする「調達改善推進チーム」を設置し、計画の策定、進捗把握・管理等を実施するため、随時会合を開催
- 上半期終了後及び年度終了後における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表

(2) 外部有識者の活用(契約監視委員会)

- 調達改善推進チームにおいて取りまとめた計画及び検証結果等について、外部有識者により構成される「契約監視委員会」に対し、民間における取組など第三者的な視点からの意見を求める  
なお、必要な場合には、計画に反映させ、その内容を公表。

(3) 内部監査の活用

- 内部監査を活用し、計画の進捗把握・管理等が適正に行われているかどうか評価し、調達改善を推進